

独立行政法人都市再生機構における PPP/PFI 手法導入に係る優先的検討規程

(平成29年3月27日規程第47号)

1 総則

一 目的

本規程は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が自ら実施する公共施設整備事業について優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

ロ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等

ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

ニ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等

ホ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

ヘ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

三 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

2 優先的検討の対象とする事業

一 賃貸住宅の建替え等の事業において公募により譲渡又は賃貸される敷地における公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備

事業

ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

3 適切な PPP/PFI 手法の選択

機構は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 4 の検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

4 検討

機構は、次に掲げる評価その他負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価するものとする。

一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

二 類似事例の調査を踏まえた評価

5 評価結果の公表

機構は、4 の検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

一 PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨

二 客観的な評価結果の内容

6 規程の見直し

機構は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。